

# 日本スポーツ振興センター災害共済のご案内

流山市教育委員会

## 1 日本スポーツ振興センターとは

児童・生徒が学校管理下（通常経路を利用して、家を出て家に帰るまで）において発生した災害により負傷・疾病を受けた場合は、医療費や見舞金を支給し、学校安全の普及・充実を図ると共に、学校教育を円滑に運営することを目的とした制度です。この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき実施され、全国どこの学校でも適用されています。流山市では児童・生徒及び市立幼稚園児全員が加入することを望み、**共済掛金の一部を負担**しております。

## 2 加入方法について

加入申し込みについては、教育委員会が市立の小・中学校に取りまとめをお願いし、一括申し込みをすることになっております。本制度の趣旨を御理解いただき、学校（園）から指定された日までに掛金を納入して下さるようお願いいたします。

## 3 加入期間 4月1日から翌年の3月31日までです。

## 4 共済掛け金について

個人負担分 **年間460円**

## 5 医療費、見舞金について

<請求方法と請求期間>

事故によって、負傷・疾病を受け、医療に要した費用を請求するときには、担任の先生に相談してください。請求書類（医療等の状況）は学校に用意してあります。

なお、請求期間は、それぞれ2年間となっておりますが、時効の起算日等が異なりますので、必ず、学校あるいは教育委員会にお問い合わせください。

**また、流山市子ども医療費助成制度（受給券）がございましたが、学校管理下で起きた傷病については、日本スポーツ振興センターに請求してください。**

**5月10日の学校徴収金の引き落としに含まれます。**

## 6 医療費、見舞金が支給されない場合

- 学校管理下外の事故によって負傷・疾病を受けた場合。
- 同一の負傷・疾病に要する費用が5,000円（病院等で支払う金額が1,500円）未満の場合。
- 保険外診療をした場合。
- 通常利用する通学路外での負傷の場合。
- 同一の負傷・疾病に関して、医療費の支給開始後10年を経過した場合。
- 第三者の行為によって生じ、同一の事由で損害賠償を受けたとき、その価額の限度において支給されない。
- 風水害、震災、その他非常災害による場合。

## 7 医療費支給の決定

保険診療で治療を受けた場合、医療費（柔道整復師の施術に係る費用の額は、日本スポーツ振興センターと日本柔道整復師会との協定額とする。）の3割が個人負担、7割が保険負担となっています。日本スポーツ振興センターから医療費として支給されるものは、**個人負担の3割と付加給付の1割**です。

### (例) 保険診療の医療費総額が1,000点（10,000円）の場合

(A) 療養に要する費用の算定額 1,000点（10,000円）×3/10=3,000円  
(窓口での支払額、自己負担分)

(B) 療養に伴って要する費用 1,000点（10,000円）×1/10=1,000円  
(1割相当額、センター付加支給分)

(A) + (B) = **4,000円（センターからの給付額）**

- 8 障害見舞金 障害の程度に応じて1級（4,000万円）～14級（88万円）までの範囲において支給されます（通学中は半額）。※平成31年以降に治癒又は症状固定した場合。
- 9 死亡見舞金 ※3,000万円以内にて支給されます（突然死及び通学中は半額）。
- 10 問い合わせ先 流山市教育委員会学校教育課 保健給食係（電話 7150-6104）